

長 建 協 発 第 2 号  
平成 2 2 年 4 月 2 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

長崎県建設工事標準請負契約書（平成 1 6 年 2 月 1 0 日 長崎県告示第 1 6 7 号）につきまして、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 2 4 年 1 2 月大蔵省告示第 9 9 1 号）の一部改正が平成 2 2 年 2 月 2 6 日に告示（財務省告示第 6 0 号）され、平成 2 2 年 4 月 1 日から遅延利息が現行の年 3.6%から年 3.3%になることに伴い関係条文を改める必要から、別添のとおり改正されることとなり、長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、**施行日平成 2 2 年 4 月 1 日となっておりますが、3 月 3 1 日以前に締結した請負契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例による**となっておりますことと、平成 2 2 年 4 月 1 日以降の契約に使用する「長崎県建設工事標準請負契約書」については、改正後のものとなりますのでご留意願いますことを申し添えます。

注文書の改訂につきましては、未定となっておりますので、訂正してご使用方願います。

☆ 注文書の訂正

履行遅滞の遅延利息 3.3% 、 過払の返還利息 3.3%